税の申告はお早めに

税金は福祉や教育、道路整備など、私たちのくらしを支えるために使われています。

所得税、町・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の申告相談及び受け付けが始まります。

このページでは申告について紹介します。

所得税及び復興特別所得税

問合先 加古川税務署 ☎421-2951

申告会場 ニッケパークタウン本館（センタープラザ）（P4参照）

◆確定申告が必要な人

●サラリーマンなど主な収入が給与の人でも、次のような人は確定申告が必要です。

①昨年の給与収入金額が2千万円を超える人

②給与を1カ所から受けていて、給与以外の所得金額が20万円を超える人

③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える人

●次に該当する人は確定申告が必要です。

①商売など個人で事業を営んでいる人

②家賃や地代などの不動産所得がある人

③土地や建物、株式などの譲渡所得がある人

④先物取引に係る所得がある人

◆確定申告をすれば所得税が戻ってくる人

●毎月の給与やボーナスから所得税が源泉徴収されているサラリーマンなどで、次のような人は確定申告をすれば所得税が戻ってくる場合があります。

①昨年中途で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けられなかった人

②病気やけがなどで支払った医療費が、10万円が所得の5％を超える人

③災害や盗難にあって、住宅や家財に損害を受けた人

④住宅ローンなどを利用して、住宅の購入や増改築をした人

申告会場で申告される人へ

申告に必要なものはそろっていますか

所得税、町・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の申告には次のものが必要です。

●印かん

●所得税の還付申告をする人は、申告者本人名義の口座番号がわかるもの（通帳等）

●給与・年金の収入がある人は、源泉徴収票（原本）

●給与・年金以外の収入がある人は、収入のわかる書類

●控除を受けるための証明書（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額のお知らせまたは領収証、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書、医療費控除申告用の医療費明細書・領収証など）

※医療費控除を申告する人は、事前に「医療費の明細書」を作成してください。

●営業所得、不動産所得、農業所得がある人は、収支内訳書

※事前に「収支内訳書」を作成してください。

●申告書（税務署から送付のあった人）

2/16（月）▼3/16（月）

町・県民税

◆申告が必要な人

●平成27年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった人は、町・県民税の申告をする必要があります。サラリーマンなどの給与所得者や所得税の確定申告をする人は必要ありませんが、給与所得者でも次のような人は申告が必要です。

①勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人

②給与のほかに家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の人

※20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。

※所得税がかからない人でも、雑損控除（災害や盗難にあって、住宅や家財に損害を受けた場合）や医療費控除などの所得控除がある人、または年金を受給している人で扶養控除、社会保険料や生命保険料などの所得控除がある人は、申告することができます。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

◆申告が必要な人

●国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人や介護保険第1号被保険者（昭和26年4月1日以前に生まれた人）は、昨年中に所得がなかった場合でも申告してください。

申告がないと、所得が少ない世帯に適用される国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減を受けることができなくなります。また、介護保険料の正確な料金の決定ができなくなります。

※所得がない人でも、家族の扶養控除の対象になっている場合は申告は不要です。

《お願い》

●譲渡所得（土地・株式等）・事業所得・配当所得・住宅借入金等特別控除（１年目）・住宅耐震改修特別控除がある人、青色申告・準確定申告・損失申告・過年分の申告をされる人は役場で申告できませんので、税務署が指定する申告会場で確定申告をしてください。

●営業所得・農業所得・不動産所得がある人で、役場で申告される場合は、必ず事前に「収支内訳書」を作成してください。（役場では収支の内容についての相談は受け付けかねます）

●医療費控除を申告する人は、事前に「医療費の明細書」を作成してください。

●混雑を避けるために、できるだけご自分の地区の相談日にお越しください。

なお、ご自分の地区の相談日に行けない人は、２月16日、23日、３月２日（いずれも月曜日）または３月９日（月）から16日（月）までのいずれかの日にお越しください。

申告相談会場

〈会　　場〉コミュニティセンター（役場新館４階）

〈受付期間〉２月16日（月）～３月16日（月）（土・日曜日を除く）

〈受付時間〉９:00～11:30、13:00～16:00

※会場の混雑状況により、早めに受付を締め切る場合がありますのでご了承ください。

役場新館エレベーターで４階へお越しください。

申告相談は受付番号順に行います。

地区相談日程表

	とき	対象地区
2月	17日（火）	蛸草・印東・印西・川北
	18日（水）	学校前・野谷団地・上野谷・下野谷 野寺・草谷・下草谷
	19日（木）	五軒屋・北新田・大沢・千和池・大沢東 中新田・三四軒屋
	20日（金）	池の内・六軒屋・見谷・七軒屋・八軒屋 見谷団地・上新田・上新田高層住宅
	24日（火）	幸竹・森安・六分一・六分一山
	25日（水）	和田・相の山・和田東山・大池 第五昭和苑
	26日（木）	国岡
	27日（金）	岡東・出新田・百丁場連合・十七丁 国安団地
3月	3日（火）	中村・菊徳・北山・金守・昭和苑・下沢
	4日（水）	中一色・西和田・岡西
	5日（木）	国安・国北・琴池・愛宕・小池前
	6日（金）	向山・西山・稲美野荘園

このページのお問い合わせは、税務課住民税係（☎492-9132）